

改正

昭和43年12月18日 条例第23号
昭和45年 3 月28日 条例第 5 号
昭和45年12月21日 条例第33号
昭和46年12月20日 条例第21号
昭和47年 4 月12日 条例第 6 号
昭和47年12月23日 条例第18号
昭和49年 3 月26日 条例第 9 号
昭和50年10月 1 日 条例第24号
昭和51年 3 月30日 条例第 6 号
昭和51年 7 月31日 条例第20号
昭和53年11月27日 条例第 7 号
昭和55年 3 月29日 条例第 4 号
昭和57年 3 月19日 条例第10号
昭和58年 1 月31日 条例第 1 号
昭和60年12月20日 条例第17号
昭和61年 3 月22日 条例第 7 号
昭和62年 6 月11日 条例第11号
平成元年 3 月23日 条例第13号
平成 3 年 9 月20日 条例第20号
平成 6 年 9 月14日 条例第 8 号
平成 7 年 3 月20日 条例第11号
平成 8 年 9 月19日 条例第11号
平成 9 年 3 月24日 条例第18号
平成 9 年12月17日 条例第31号
平成10年 9 月28日 条例第19号
平成12年 3 月23日 条例第13号
平成12年 6 月14日 条例第22号
平成13年 3 月21日 条例第12号
平成14年 3 月20日 条例第 8 号
平成14年 6 月28日 条例第11号
平成15年 3 月18日 条例第 7 号
平成16年 6 月14日 条例第113号
平成17年 6 月20日 条例第11号
平成18年 3 月23日 条例第15号
平成18年 3 月31日 条例第22号
平成18年12月15日 条例第33号
平成20年 3 月18日 条例第11号
平成20年 9 月12日 条例第26号
平成20年12月11日 条例第31号
平成21年 3 月19日 条例第10号
平成24年 3 月16日 条例第 5 号
平成25年12月25日 条例第31号
平成26年 3 月17日 条例第 4 号
平成26年12月19日 条例第26号
平成27年 3 月16日 条例第18号
平成29年12月13日 条例第20号
平成30年 2 月 8 日 条例第 1 号

平成31年3月15日条例第5号
令和元年9月12日条例第10号
令和4年6月13日条例第18号
令和6年3月19日条例第6号
令和7年3月21日条例第13号

五戸町病院事業の設置等に関する条例

(病院事業の設置)

第1条 町民の健康保持に必要な医療を提供するため、病院事業を設置する。

2 病院事業の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
国民健康保険 五戸総合病院（以下「病院」という。）	五戸町字沢向17番地3
五戸町健診センター（以下「健診センター」という。）	五戸町字沢向18番地2

(経営の基本)

第2条 病院事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。

2 病院の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 外科
- (3) 産婦人科
- (4) 眼科
- (5) 小児科
- (6) 耳鼻いんこう科
- (7) 整形外科
- (8) 脳神経外科
- (9) 皮膚科

3 病院の病床数は、次のとおりとする。

一般病床 120床

4 健診センターは、地域住民の健康の保持増進及び疾病等の予防並びに早期発見とこれに対する保健指導を行う。

(資本剰余金)

第2条の2 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じるときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失を埋めることができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格）が700万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定

により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額を10万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第5条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付の寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価格が10万円以上のもの及び法律上町の業務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が10万円以上のものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第6条 町長は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1） 事業の概況

（2） 経理の状況

（3） 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

（使用料及び手数料）

第7条 病院において診療を受けた者又は病院の施設を使用した者は、次に掲げる使用料及び手数料を納付しなければならない。

（1） 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）及び入院時食事療養費に係る食事療養の費用の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）又は介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）により算定した額とする。

（2） 特別長期入院料（健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の規定に基づき厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る長期入院選定療養費）は、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数に10円を乗じて得た額とする。

（3） 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による保険給付として行われる診療にあっては、厚生労働基準局労災診療費算定基準により算定した額とする。

（4） 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償共済の契約により、損害の全部又は一部がてん補される傷病についての診療にあっては、前1号で定めた額の倍額とする。

（5） その他前各号に類しない他の診療にあっては、前1号で定めた額に100分の110を乗じて得た額とする。

（6） 前2号の算定方法によりがたいものの使用料及び手数料の額は、別表第1のとおりとする。

2 健診センターで検診を受ける者は、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

3 町長は、前2項の規定にかかわらず特に必要があると認めたときは、別に使用料及び手数料の単価を定めることができる。

（使用料及び手数料の減免等）

第8条 町長は、病院事業の使用料又は手数料を納付すべき者が、天災その他の特別な事情により、当該使用料又は手数料を納付することが困難な場合又は特に必要と認めたときは、これを軽減若しくは免除し、又は猶予することができる。

（債権の放棄）

第8条の2 町長は、病院事業の使用料又は手数料に係る債権が、次の各号のいずれかに該当すると

きは、当該債権を放棄することができる。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
- (2) 債務者が死亡し、その相続人が存在しない場合又はその債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び町以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。
- (4) 当該債権の存在につき法律上の争いがある場合において、町長が勝訴の見込みがないものと決定したとき。

（入院及び退院）

第9条 病院において、次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者は入院を断り、又は退院を命ずることができる。

- (1) 入院患者が定員に達したとき。
- (2) 患者及びその付添人が病院の規則等に違反し、又は職員の指示に従わず、若しくは不都合な行為があったとき。
- (3) 前各号のほか、患者の入院又は在院が不適当であると認められるとき。

（損害賠償）

第10条 病院事業を利用する者が、その施設及び備品に損害を与え、又は滅失したときは、院長の報告に基づき、町長はその損害について賠償させることができる。

（退去）

第11条 病院事業を利用する者は、常に管理者の指示に従わなければならない。

2 前項の指示に従わないときは、管理者は診療又は検診を中止し、施設外に退去させることができる。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

2 次の条例は、廃止する。

- (1) 五戸町国民健康保険診療施設条例（昭和31年五戸町条例第10号）
- (2) 五戸町立結核療養所設置条例（昭和28年五戸町条例第 号）
- (3) 五戸町国民健康保険診療施設使用料及び手数料徴収条例（昭和30年五戸町条例第32号）

附 則（昭和43年12月18日条例第23号）

この条例は、昭和44年2月1日から施行する。

附 則（昭和45年3月28日条例第5号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年12月21日条例第33号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年12月20日条例第21号）

この条例は、昭和47年1月1日から施行する。

附 則（昭和47年4月12日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月23日条例第18号）

この条例は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月26日条例第9号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年10月1日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月21日から適用する。

附 則（昭和51年3月30日条例第6号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年7月31日条例第20号）

この条例は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年11月27日条例第7号）

この条例は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日条例第4号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月19日条例第10号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月31日条例第1号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月20日条例第17号）

この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月22日条例第7号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年6月11日条例第11号）

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月23日条例第13号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年9月20日条例第20号）

この条例は、平成3年10月1日から施行する。

附 則（平成6年9月14日条例第8号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月20日条例第11号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、使用料の改正規定は、平成7年5月16日から施行する。

附 則（平成8年9月19日条例第11号）

この条例は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月24日条例第18号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月17日条例第31号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年9月28日条例第19号）

この条例は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成12年3月23日条例第13号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月14日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年5月1日から適用する。

附 則（平成13年3月21日条例第12号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月20日条例第8号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日条例第11号）

この条例は、平成14年7月8日から施行する。

附 則（平成15年3月18日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（適用）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養第12号及び老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養第11号に規定する入院期間が180日を超えた日以後の入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る特別長期入院料について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日から平成16年3月31日までの間における特別長期入院料に関する改正後の別表の規定の適用については、同表中「100分の15」とあるのは、「100分の10」とする。

附 則 (平成16年6月14日条例第113号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月20日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による規定は、この条例の施行の日以後の受療及び文書作成依頼のあったものについて適用し、同日前の受療及び文書作成依頼のあったものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月23日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(五戸町健診センター設置条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は廃止する。

(1) 五戸町健診センター設置条例 (平成16年条例第45号)

(2) 五戸町健診センター手数料条例 (平成16年条例第46号)

(3) 五戸町健診センター運営審議会条例 (平成16年条例第47号)

附 則 (平成18年3月31日条例第22号)

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月15日条例第33号)

この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月18日条例第11号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月12日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年12月11日条例第31号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月19日条例第10号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月25日条例第31号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日条例第4号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月19日条例第26号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の条例第2条第3項の規定は平成27年1月1日から適用する。

附 則 (平成29年12月13日条例第20号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年2月8日条例第1号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年 3 月15日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 9 月12日条例第10号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月13日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月19日条例第 6 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月21日条例第13号）

この条例は、令和 7 年 3 月18日から施行する。

別表第 1（第 7 条関係）

区分		金額		
入院室料	特 1 床室	1 日につき	4,400円	助産等に係るものにあつては4,000円
	1 床室	1 日につき	3,300円	助産等に係るものにあつては3,000円
	特 2 床室	1 日につき	1,650円	助産等に係るものにあつては1,500円
分べん料	診療時間内	単胎	170,000円	双胎以上の分べんにあつては、単胎の金額に 5 割相当額を加算した金額とする。
	診療時間外	単胎	180,000円	
	深夜・休日	単胎	190,000円	
	産科医療補償制度負担金	1 胎につき	16,000円	
死体処置料	施設内	1 体につき	5,500円	当院の在宅診療等を受けていた患者にあつては、施設内料金とする。
	施設外	〃	16,500円	
死体検案料	施設内	1 体につき	5,500円	
	施設外	〃	23,100円	
診断書料	各種年金関係診断書	1 通につき	5,500円	
	保険金等受領関係診断書	1 通につき	5,500円	
	その他の診断書	1 通につき	2,750円	複雑なものにあつては5,500円とする。
	死体検案書	1 通につき	2,750円	
証明書料	診療費明細書	1 通につき	5,500円	
	その他の証明書	1 通につき	550円	複雑なものにあつては1,100円とする。

備考

- 1 入院室料は、患者の申込みによりこの表に掲げる室を利用した場合に、診療料に加算して徴収する。
- 2 入院室料の項に規定する助産等とは、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第 1 第 6 号及び第 8 号に規定するものをいう。
- 3 分べん料の項に規定する診療時間内、診療時間外及び深夜、休日の用語の意義については、それぞれ次に定めるところによる。
 - （1） 診療時間内 月曜日から金曜日までの午前 8 時15分から午後 5 時までの時間をいう。
 - （2） 診療時間外 診療時間内及び深夜、休日以外の時間をいう。
 - （3） 深夜 午後10時から午前 6 時までの時間をいう。
 - （4） 休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休

日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいう。

別表第2（第7条関係）

コース	内容	金額
Aコース	人間ドック	29,590円
Bコース	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診断	6,600円
Cコース	労働安全衛生法に基づく定期健康診断	7,590円
Dコース	労働安全衛生法に基づく定期健康診断 （医師が省略を認めた場合）	3,630円